

越境 EC 促進 3 規則案の審議が進行

ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課長 田中 晋

欧州委員会（以下、欧州委）は2016年5月25日、デジタル単一市場（DSM）戦略の一環として、三つの規則案から成る EU 域内の電子商取引（EC）促進に関する包括的提言を発表している。消費者と企業が、より手軽に、安心して、域内でネットを通して製品やサービスを売買するための施策を提示したものだ。

越境 EC 利用者は15%

欧州委によると、オンラインでの製品・サービスの売買は多くの機会を生み出すが、EU 域内の国境を越えた EC は必ずしも円滑に機能しておらず、利便性やビジネス機会を損失しているという。実際に EU 域内で国境を越えて商品をネット販売している企業は8%で、他の加盟国からネットで商品を購入している消費者は全体のわずか15%にとどまっている。その原因として、加盟国間で取引ルールが異なること、商品配送コストの高さ、地理的要因による制限・差別（以下、ジオブロッキング、本誌 p.48～を参照）などが挙げられている。

欧州委は、EU 域内の EC 促進のための環境整備に必要な項目を整理し（表）、こうした障壁を除去し、利用者の位置情報に基づく不当な差別に対処するため、三つの規則案で構成される域内の EC 促進に関する包括的提言（以下、e コマース・パッケージ）を打ち出した。①不正なジオブロッキングや国籍、居住地、所在地などの位置情報に基づく差別に対処するための規則案、②国際小荷物配送サービスの価格の透明性を高め、規

表 EU 域内の EC 促進のために必要な環境

製品・サービスへのより良いアクセス	消費者の信頼構築と確実性の提供	取引費用と行政負担の低減
<ul style="list-style-type: none"> ・不正なジオブロッキングの禁止 ・平等で強力な EU 横断的な執行ルール ・越境配送費用の値下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・越境配送費用の値下げ ・支払い手段の簡便化 ・契約ルールの共通化 ・平等で強力な EU 横断的な執行ルール ・不正な商慣行に関するガイダンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・VAT 負担の低減 ・ばらばらな契約ルールに起因する費用の低減 ・越境配送費用の値下げ

資料：欧州委員会 COM (2016) 320final 「欧州市民・企業のための越境 EC を促進するための包括的なアプローチ」を基に作成

制監督を強化するための規則案、③消費者の国境を越える権利行使の強化に関わる規則案、である。

63%のサイトで販売拒否が発覚

欧州委によると、製品のオンライン販売は年率22%のペースで成長している。しかし、他の加盟国の顧客への販売をいまだに拒否したり、自国の顧客とは異なる価格や支払い方法で販売する取引業者がいるという。

欧州委が EU 域内の 1 万 537 の EC サイトを対象に調査（2016 年 5 月）したところ、63%のウェブサイトでこのようなジオブロッキングの慣行が確認された。支払いカードの詳細情報入力過程まで到達できたウェブサイトはわずか37%だった。ウェブサイトのアクセス時に、他のウェブサイトに誘導、あるいは直接拒否されるケースの他、購入を希望した商品とは異なる製品を提案されるケースも多々あるという。こうした事例は、フライト予約（13%）やレンタカー（11%）で多く見られる。予約登録時に拒否されたケースは27%に上った。登録時に求められる個人情報の上位は、eメールアドレス（93%）、住所（88%）、電話番号（76%）で、配送方法の選択時に拒否されたケースは全体の32%だった。この傾向は04年以降にEUに加盟した中・東欧13カ国でより顕著で、48%のウェブサイトが配送を自国に制限していた。これに対し、西欧15カ国では同比率が28%であった。また、支払い方法選択時に拒否されたケースは26%だった。中にはクレジットカードを受け付けないケースも15%あったという。

非差別の原則は、06年のEUサービス指令（2006/123/EC）の下で既に規定されており、レンタカー企業や遊園地などのサービス分野で既に適用されている。欧州委は、e コマース・パッケージのジオブロッキングに関する新たな規則案が、消費者の国籍や居住地などに基づいた価格、販売、支払い条件などに

ついでに不当な差別を禁止し、オンライン・オフライン双方の製品・サービスについて、法的確実性と強制力を提供するものになっているとしている。なお、運輸サービス、リテール金融サービス、オーディオビジュアル・サービスなどの分野別の個別規則でカバーされているサービスは今回の規則案の対象には含まれない。

ジオブロッキングを封じる具体策

①のeコマース・パッケージの不正なジオブロッキングに対処するための規則案の主な内容は次のとおり。

(1)商品とサービスの提供

取引業者は、下記3ケースに該当する場合、ネットを通じた商品やサービスの一般的な販売条件（価格を含む）に関して顧客を差別することはできない。すなわち、

a. 配送を伴わない商品販売

国外に配送しない業者から商品（例えば電気製品、衣類、書籍）を購入する場合でも、他の加盟国の顧客は国内の顧客と同様に、国内配送を受ける権利が担保される。つまり、顧客自身が取引業者の所在国で商品を受け取るか、自宅までの配送手配を行う権利がある。

b. 電子的に提供されるサービスの販売

顧客がクラウドサービスやデータウェアハウジング、ウェブサイトホスティングなどの電子サービスを他の加盟国から購入する場合、同顧客はサービス提供者所在国の顧客と同様に、追加費用なしで、サービスへのアクセス・登録および購入ができる。

c. 特定の場所で提供されるサービスの販売

顧客が、取引業者の店舗、あるいは催しを行う場所で提供されるサービスを購入する場合。コンサートチケットや夏の宿泊施設のレンタル、レンタカー、テーマパークの入場券などが該当する。

ジオブロッキングによる差別禁止の唯一の例外は、国内法あるいはEU法で製品やサービスの提供を制限している場合に限られる。また、b.については、サービス提供者の準備期間を考慮し、新規規則が年内に発効した場合でも、その適用を18年7月からに規定している。

(2)ウェブサイトへのアクセス

ウェブサイトへのアクセスを妨げることや、顧客の承諾なしに自動的に経路を変更し、異なる国のサイトに誘導することを禁止する。同規定は、非オーディオ

ビジュアル（電子書籍や音楽、ゲーム、ソフトウェアなど）の電子的に提供されるサービスにも適用される。

(3)差別のない支払い

取引業者は顧客に対して、支払口座の所在地、支払いサービス提供者の設置場所に伴う支払い手段を理由に、異なる支払い条件を適用することはできない。

この新規規則案はEU理事会と欧州議会の共同決定手続きに付されており、EU理事会は16年11月28日に同規則案に対する共通の立場に合意。欧州議会では17年4月に域内市場・消費者保護委員会や法務委員会などで協議が行われており、現在第一読会での修正案の採択手続きを待っている状況だ。

適正な越境配送コストを巡る攻防

国際小荷物配送サービスの料金の高さと使い勝手の悪さが、EU全域でオンラインによる売買を行いたいと考えている消費者や小売業者にとって最大の障害の一つになっている。国際小荷物配送料金が国内料金の5倍以上という調査結果もあり、欧州委は配送料金の透明性を確保することで、状況の改善を目指している。

②の規則案の主な内容は次のとおり。

(1)配送事業者の情報提供義務

従業員が50人以上、あるいは2カ国以上のEU加盟国で活動している配送事業者は、企業名や住所などの基本情報に加え、年間取扱量や売上高、従業員数を各国の規制当局に毎年報告しなければならない。

(2)価格の透明性の向上

配送事業を行うユニバーサルサービス提供者は、価格の透明性向上のために、設立国の規制当局に、毎年1月1日付で適用する料金リストを同月31日までに提出しなければならない。規制当局は、これらのサービス価格を評価し、その結果を遅くとも当該年の4月30日までにウェブサイトで公開する。

(3)越境配送の透明性の向上と差別の撤廃

国境を越える小荷物市場の競争を促進するため、ユニバーサルサービス提供者は、多国間の国境を越えた契約、特に最終料金に関する情報を第三者にも提供しなければならない。

欧州議会の運輸・観光委員会は17年7月11日、同規則案を、規制当局がサービス価格を不合理に高いと判断できることなどを理由に否決しており、欧州委に

同規則案を撤回するよう求めている。欧州委が撤回しない場合は、欧州議会の第一読会で結論を出すか、運輸・観光委員会に戻して再審議するかの選択となる。次回の同委員会は17年9月に予定されている。

消費者の権利保護に向け当局の権限を強化

消費者保護協力（CPC）規則は、複数国にまたがる消費者保護ルールの違反に対処する各国の主管当局を支援するために07年に制定され、EU全域で消費者に権利の行使を促してきた。しかし、今なお旅行、娯楽、衣類、電子製品、消費者向け通信サービスのサイトの約37%は消費者ルールに従っていない。国境を越えるショッピングにおいて、年間7億7,000万ユーロの損失が出ているという。欧州委はCPCの改正に

より、各国当局の執行メカニズムを改善することを提案している。CPCの改正に関して、消費者の権利をより強化するため、各国当局には、試験的なショッピングを行う権限、客を装った調査員による店舗調査を行う権限、暫定的な基準を設定する権限、ウェブサイトをブロックする権限、消費者の補償を保護する権限など、現行規則より多くの権限が与えられることになる。また、加盟国間で違反に関する情報や証拠の相互提供を可能にする相互支援の仕組みなども盛り込まれ、より迅速に消費者を保護できる体制を目指している。

現在、欧州議会の域内市場・消費者保護委員会が提出した修正案が本会議で審議されるのを待っている状況だ。17年10月24日の欧州議会の第一読会での審議が見込まれている。

JS

インタビュー：eコマース・ヨーロッパ(EC業界団体)

中小事業者に配慮した越境 EC 環境を

消費者向けECの事業者で構成される産業団体「eコマース・ヨーロッパ」は17年7月17日、EUのデジタル単一市場（DSM）戦略に関する重点課題を発表した。同団体で政策顧問を務めるルカ・カセッティ氏に、その内容、業界や越境EC事業者が抱える課題について聞いた。

消費者・事業者双方の利益実現を

2017年下半年（7～12月）のEU議長国を務めるエストニアは、同期間の優先課題17分野の一つとして、EUの「デジタル単一市場（DSM）」を掲げた。これを受けeコマース・ヨーロッパ注は、同17分野の優先課題のうち、DSMに関わるポイントを整理した概要を発表した。

これによると、EUは「開かれた革新的な欧州のデジタル経済」「デジタルヨーロッパおよび（域内の）自由なデータ移転を実現するための政策」に重点を置くという。具体的には以下4点が中心課題となる。

- ① デジタルコンテンツ供給の在り方
- ② 個人データ保護を中心とする「eプライバシー」向上
- ③ ECに関わる付加価値税（VAT）制の改革
- ④ 越境ECのための小包配送の在り方

クロス・ボーダー（越境）ECが活発化する中、消費者、生産者、流通事業者など関係者の利益になかった、効率的で安全なデータ通信を実現するのが狙いだ。

eコマース・ヨーロッパによれば、DSM戦略のために欧州委員会（以下、欧州委）は35の法案を準備しているが、同団体も、消費者・事業者双方の利益確保のための働き掛けを積極的に行ってきた。

過渡期の越境 EC には課題山積

①は、EU議長国であるエストニアが重視する課題の一つとされており、欧州委は既にこの点についての指令案を作成している。これに対しeコマース・ヨーロッパは、「すべてのBtoC事業者にとっての真の（デジタル）単一市場を創出するための（域内制度の）調和」「EC事業者と消費者の利益を両立する、簡素で効率的な越境契約ルールと消費者保護」「物品（ハード商品）とデジタルコンテンツの明確な区別（特にデジタルコンテンツが組み込まれた商品については物品と見なし、同指令の適用対象から外すこと）」を要望している。

②については、「欧州委は18年5月に控えた厳罰を伴うEU一般データ保護規則（GDPR）の施行を念頭に置き、

議長国エストニアの下、法的基盤整備を急ぐべきだ」としている。この点についてカセッティ氏は「GDPRは運用実務が複雑で難解だ。欧州委は、中小・零細企業が多いEC事業者が適切に対応できるように、全てのEC事業者が納得できるガイドラインを整備すべきだ。これまで欧州委は何度かその案を発表しているが、依然として難解だ。簡易で分かりやすいガイドラインが整備できないなら、18年5月の施行を延期してもらいたい」と指摘する。

複雑な VAT 実務を恐れる越境 EC 事業者

他方、③についての論点は、越境 EC 事業者への簡易な VAT 税制（「ミニ・ワン・ストップ・ショップ（MOSS）」）の適用拡大、および小口（輸入）貨物取引に対する VAT 免除の撤廃にある。

MOSSはサービス産業を中心に適用が始まっているものだ。その適用拡大が認められれば、VAT実務を特定国で一括処理できるようになる。eコマース・ヨーロッパは、デジタルサービスの取引にのみ認められているMOSSをEU域内の物品（ハード）の遠隔地販売取引にも適用拡大するという欧州委の提案を支持している。

eコマース・ヨーロッパによれば、現在の物品の遠隔地販売取引に求められているVAT手続きは、EU域内の越境EC従事者にとって非常に作業負担が大きいという。現行のVAT税制では、越境EC取引に関わる売上高が所定基準を超えた場合、当該事業者にはVATに関する（越境販売相手国での）登録義務が課されるからだ。

当該事業者が中小・零細企業の場合、本国とは言語も異なる国でVAT登録し、国により異なる税率に基づいて各国の消費者にVATを請求し、それらの国の当局に定期報告する、というのは、人的にも時間的にも経費的にも負担が大きすぎるというのだ。カセッティ氏によれば、中小・零細企業を中心に、この負担を回避するために越境ECを抑制する動きもあるという。例えば、ベルギーのEC事業者が「そろそろフランス向け出荷が所定基準値を超過しそうなので、フランスからの受注は停止しよう」と経営判断するような事態につながりかねないということだ。

こうした特定のEU加盟国を対象に販売を見合わせる行為は「ジオブロッキング」と呼ばれ、EUはこれを認めない方針だ。だがEC産業界からは、「むしろ、EU

のVAT税制がジオブロッキングを誘発する事態を招いている」との批判の声も上がっている。eコマース・ヨーロッパは、「MOSSがサービス事業者だけでなく物品の遠隔地販売事業者にも拡大適用されれば、複雑なVAT実務の負担を恐れて越境EC取引が忌避される事態は緩和される」と見る。またジオブロッキングについては、「EU議長国エストニアが規制の成立を目指しており、その最終段階にある」とも言及している。

小口（輸入）貨物取引に対するVAT免除の撤廃については、「無視できる価値の発送品」としてEUが認めるVAT免税（アルコール飲料やたばこなど嗜好性の高い商品を除く）を欧州産業界は問題視している。

現行VAT税制では、EUは域外から域内に直送される小口貨物のうち、合計150ユーロに満たない貨物については免税としている。しかし、カセッティ氏は「この免除制度が設計された当時は、欧州委も中国からの小口輸入貨物がここまで急増するとは想定していなかったのではないかと指摘する。また、EU域外から輸入される小口貨物のうち、高い国では30%近いVATが免除され域内に流通しているという実態があり、もはや看過できないと強調する。

最後に④について。「陸路での配送が一般的なEU域内の越境EC取引では、スイスなど国境を接した域外国を含めて、国ごとに異なるロジスティクスの基盤も改善すべき課題だ」と、eコマース・ヨーロッパは見ている。配送業務の自動化が進む中、eコマース・ヨーロッパは、「小包に添付されるラベルなども欧州で統一したシステムで運用することを目指すべきだ」との欧州委の取り組みを支持しており、これに協力する姿勢だ。

EUは、「EU単一市場」という世界でも例のない越境取引の先駆的な基盤を備えつつある。だが、商品のデジタル化やロジスティクスの自動化が進む中、中小・零細企業を中心とするEC事業者が経営リソース・コストなどの面で適切に対応できず、取り残されかねない状況も内包している。EUは、越境ECを取り巻く制度設計の刷新を求められている。



（聞き手：前田 篤穂／

ジェトロ ブリュッセル事務所次長）

注：EU加盟国のほか、スイス、ノルウェーを含む。本部はベルギーのブリュッセル。